

2026年3月16日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿3丁目3-13 西新宿水間ビル6階

イーグルファンドSP4号有限責任事業組合

組合員 イーグルベンチャーズ株式会社

職務執行者 渡邊 正輝 様

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号

豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

質問状

SAAFホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年3月3日時点の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主に関し、当社が2026年2月25日開催の取締役会においてその導入を決議した「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」（以下、買収への対応方針を「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。

そこで、当社は、同日開催の当社取締役会において、①本買収防衛策の導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本買収防衛策の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決議するとともに、②共同協調行為等の有無の確認のため、独立委員会へ諮問いたしました。

さて、貴組合は、本株主名簿において、当社株式546,800株（2.25%）を保有する株主として記載されております。貴組合は、当社取締役会は、貴組合が共同協調行為の下に当社株式の買集めに関与した可能性を認識しております。

つきましては、当社において貴組合が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2026年3月19日（木）までに書面にてご回答**くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、貴組合代表者の署名又は押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。



受付通番：G02106709000100000 号

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

(1) 貴組合及び関連法人・関係者の概要

- ・ 貴組合の設立経緯、構成員の氏名・出資比率及び業務執行者の氏名、資金の貸借関係の有無。
- ・ 主要な取引先及び顧問・助言者（法務・財務・投資等）。
- ・ 他の投資事業組合やファンドとの関係がある場合は、その名称及び関与内容。

(2) 当社株式の取得経緯

- ・ 当社株式の取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得又は処分の状況、なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。
- ・ 当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(3) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・ 第三者との間で、株式取得・議決権行使、提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・ 特に、下記のとおり貴組合が直接に関係を有する①ミツワ樹脂工業株式会社並びに、一定の関係が存在することが合理的に疑われる、②株式会社和円商事（注1）及び代表取締役本多敏行氏、③沙莎氏及び④メタテック合同会社については、これら①から④までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員組合員その他構成員が他方の従業員組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(ア) 株式会社和円商事の代表取締役である本多敏行氏が社外取締役を兼任する株式会社ブラコーが 2024 年 11 月 8 日に提出した半期報告書に、2024 年 9 月 30 日時点の大株主として、株式会社和円商事、沙莎氏、ミツワ樹脂工業株式会社の記載があること

(イ) ミツワ樹脂工業株式会社が貴組合の組合員であること

(ウ) ミツワ樹脂工業株式会社の取締役である小森脩平氏と同姓同名の者が、メタテック合同会社の業務執行社員兼代表社員であること

(4) 実質的支配者情報

- ・ 貴組合及び構成員の実質的支配者（Beneficial Owner）の氏名・住所・国籍等の開示。なお、実質支配者が法人である場合、当該法人を支配する自然人まで遡って実質支配者をご回答ください。



- ・ 法務局に届出済みの場合は「実質的支配者情報一覧 (BO リスト)」の写しを添付。
- (5) 当社経営への関与方針
- ・ 当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無。
 - ・ 今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。
- (6) 金融ファクシミリ新聞（2026年2月10日付第9202号）の記事に関する質問
- ・ 当社に関する金融ファクシミリ新聞の記事では「元社長の前俊守氏が同社の取締役7人全員の解任と、自身を含む新たな取締役の選任を求め、臨時株主総会の招集を請求、前氏は支援者とともに、既に3割程度の議決権を確保するメドが立ったもようだ。」「前氏が投資会社などと着々と株を買い集めていることが背景にあり、前氏は最終的には4割程度の議決権を確保する狙いを明らかにしている。」とのことですが、上記記事における前俊守氏による当社株式の買い集め行為への貴組合、役員又は従業員の関与の有無、その認識及びその詳細についてご回答ください。
 - ・ また、貴組合と前俊守氏との間の関係性についてご回答ください。

注 1) 株式会社和田商事は、株式会社三ツ星の株式に関し、個人 A とみなし共同保有者の関係にあったところ、個人 A 及び和田商事は、株式会社三ツ星の株式に係る大量保有報告書及び変更報告書について法定の期限までに提出せず、また、虚偽の記載を行ったとして、2024年8月28日付けで金融庁から課徴金納付命令の決定を受けております（同日付け「(株)三ツ星株式会社に係る変更報告書の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-4.html>) 及び同日付け「(株)三ツ星株式会社に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-3.html>) 参照。)

以上

差出人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

受取人 〒160-0023
東京都新宿区西新宿3丁目3-13西新宿水間ビル6階
イーグルファンドSP4号有限責任事業組合

組合員 イーグルベンチャーズ株式会社御中

この郵便物は令和8年3月16日
第13276055951号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番 : G02106709000100000 号

3/3 頁

郵便認証司

8. 3. 16

新 東 京

8. 3. 16

12-18

